

# 奈良市公報

号外第14号 (平成26年8月後半分)

平成27年9月16日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 規則

- 奈良市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則…… 1
- 奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… 3
- 奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則…… 8

### 告示

- 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示…… 8
- 放置自転車等の保管…… 8
- 生活保護法に規定する施術者からの事業の廃止の届出…… 8
- 生活保護法に規定する施術者の指定…… 9
- 道路の位置指定…… 9
- 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示…… 9
- 放置自転車等の保管（2件）…… 9
- 指定管理者の公募（2件）…… 10
- 道路の位置指定…… 11
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…… 11
- 奈良市屋外広告物条例の規定による講習会の開催…… 12
- 放置自転車等の保管…… 12
- 開発行為に関する工事の完了…… 13
- 住居番号の変更…… 13
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…… 13
- 放置自転車等の保管…… 14
- 開発行為に関する工事の完了…… 14
- 一般競争入札の実施…… 14
- 放置自転車等の処分…… 15
- 公有財産の売却…… 15
- 住民票の職権消除…… 15

### 訓令

- 奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令…… 16

### 監査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…… 16

### 公営企業

- 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程…… 16
- 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程…… 24

### 教育委員会

- 奈良市教育振興戦略会議設置要綱…… 32

- 定例教育委員会の開催…… 32

### 議会

- 奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱…… 32

## 規則

奈良市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第47号

奈良市火葬場条例施行規則の一部を改正する規則  
奈良市火葬場条例施行規則（昭和43年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「火葬場使用許可申請書」を「火葬場使用許可申請書兼許可証」に改め、同項第3号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「火葬場使用許可申請書」を「火葬場使用許可申請書兼許可証」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 火葬場の使用を許可するときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を交付する。

- (1) 遺体（死産児を除く。）を火葬する場合 別記第1号様式の2による火葬場使用許可証
- (2) 死産児を火葬する場合 別記第1号様式の3による火葬場使用許可証
- (3) 前2号以外のものを火葬する場合 別記第2号様式による火葬場使用許可申請書兼許可証
- (4) 斎場を使用する場合 別記第3号様式による火葬場使用許可申請書兼許可証

第3条第1項中「火葬場使用許可書」を「火葬場使用許可証」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 火葬場の使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火葬炉 午前9時から午後5時まで
- (2) 斎場及び遺体保管室 市長が使用を許可した時間  
別記第1号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「通り」を「とおり」に、「死胎のとき」を「死産児のとき」に、「死体・死胎」を「大人・小人・死産児」に、

火葬許可	年 月 日	No.	市内・市外	決
使用許可	年 月 日	No.	使用料 円	裁
備考				欄

(許可)

を

上記申請について許可します。 年 月 日	許可No. 奈良市長 ㊟
-------------------------	-----------------

てん末	執行月日 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	係員氏名 ㊟
-----	------------	------------------	--------

火葬許可	年 月 日	No.	市内・市外・特地	決
使用許可	年 月 日	No.	使用料 円	裁
備考				欄

に改める。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2

許可番号 火葬場使用許可証

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
性別	
出生年月日	年 月 日
死因	一類感染症等 其他
死亡年月日	年 月 日
死亡の場所	
火葬の場所	奈良市東山霊苑火葬場
申請者の住所 氏名及び死亡者 との続柄	住所 氏名 続柄
奈良市火葬場条例の規定により使用を許可します。 年 月 日 奈良市長 ㊟	
年 月 日 執行予定	

第1号様式の3

許可番号

火葬場使用許可証

父母の本籍	
父母の住所	
父母の氏名	父 母
性別	
妊娠月数	第 月
分娩年月日時	年 月 日 時
分娩の場所	
火葬の場所	奈良市東山霊苑火葬場
申請者の住所 氏名及び死亡者 との続柄	住所 氏名 続柄
奈良市火葬場条例の規定により使用を許可します。 年 月 日 奈良市長 ㊟	
年 月 日 執行予定	

別記第2号様式中「火葬場（その他の焼却）使用許可申請書」を「火葬場（その他の焼却）使用許可申請書兼許可証」に、「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、

「 月 日より」を「 月 日から  
月 日まで  
( 日間)」に、

「備考」を「市内・市外・特地  
備考」に、「執行月日」を「執行年月日」に改める。

別記第3号様式中「火葬場（斎場）使用許可申請書」を「火葬場（斎場）使用許可申請書兼許可証」に、「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「通り」を「とおり」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「 市内・市外」を「市内・市外・特地」に、「執行月日」を「執行年月日」に改める。

別記第4号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「通り」を「とおり」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。  
(平成26年8月26日揭示済)

奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第48号

奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

奈良市生活保護法施行細則（平成13年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「省令第2条第1項」を「法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）」に、「同条第3項」を「省令第1条第5項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める書類

第6条中「法第24条第1項」を「法第24条第3項」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(就労自立給付金申請書)

第8条の2 省令第18条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の書面は、就労自立給付金申請書(別記第25号様式の2)によらなければならない。

(徴収金等支払申出書)

第6号様式(第2条関係)

第8条の3 省令第22条の3第1項に規定する法第78条の2第1項及び第2項の規定による申出の書面は、徴収金等支払申出書(別記第25号様式の3)によらなければならない。

別記第6号様式を次のように改める。

同意書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の次に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構、共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えてまいります。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 生活保護廃止後は、氏名及び住所又は居所並びに健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限ります。

私の世帯員は、次のとおりです。

(宛先) 奈良市福祉事務所長

年 月 日

住 所

フリガナ

世帯主

氏 名

㊟

世帯員

フリガナ

続柄

氏 名

㊟

フリガナ

続柄

氏 名

㊟

フリガナ

続柄

氏 名

㊟

フリガナ

続柄

氏 名

㊟

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第2条関係）

扶 養 届 書

年 月 日

(宛先) 奈良市福祉事務所長

住 所

氏 名

㊦ 続 柄

先に照会のあった(甲) \_\_\_\_\_ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援とは、対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等  
金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - - )

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由: _____)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ _____円を送付します。 ②物品により毎月 (年) _____ を _____ 程度送付します。 ③氏名 _____ を引き取ります。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務	先	平均月収額
	本 人					円
						円
						円
						円
						円
上記のうち、(甲) についての ① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( _____ 円)						
(2) 資産の状況	有 ・ 無	① 家 屋	m <sup>2</sup> (坪)	② 宅 地	m <sup>2</sup> (坪)	
		③ 田 畑	m <sup>2</sup> (坪)	④ 山林等	m <sup>2</sup> (坪)	
(3) 負債の状況	有 ・ 無	負 債 の 内 容	返 済 月 ( 年 )	額	返 済 の 終 了 予 定	
		住 宅 ロ ー ン		円		
		そ の 他 ( _____ )				
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 ( _____ ) ④その他 ( _____ )					
上記で、①以外に加入している場合、(甲) については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり						

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

別記第25号様式の次に次の2様式を加える。

第25号様式の2（第8条の2関係）

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)
	男・女	年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所

氏名



(宛先) 奈良市福祉事務所長

第25号様式の3（第8条の3関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告等不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限り、）及び就労自立給付金をいいます。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが頻発する場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

(宛先) 奈良市福祉事務所長

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月分からの保護金品等から  
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知  
による法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。



## 附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

(平成26年8月26日揭示済)

奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市規則第49号

奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市福祉事務所長事務委任規則（平成23年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「調査」を「報告、調査」に改め、同号カ中「調査の囑託」を「書類の閲覧若しくは資料の請求」に改め、同号中ソをチとし、セをタとし、同号ス中「第78条」を「第78条及び第78条の2」に、「費用」を「費用等」に改め、同号中スをソとし、シをセとし、サをストし、コをシとし、ケをサとし、クの次に次のように加える。

ケ 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

コ 生活保護法第55条の5の規定による報告の請求に関すること。

第2条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年8月26日揭示済)

## 告 示

## 奈良市告示第573号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年8月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「1,193,000円」を「1,217,000円」に、「2,094,000円」を「2,137,000円」に、「3,360,000円」を「3,427,000円」に、「3,193,000円」を「3,257,000円」に、「3,026,000円」を「3,087,000円」に、「2,859,000円」を「2,917,000円」に改め、同表長時間実施加算額の項中「273,000円」を「278,000円」に、「123,000円」を「125,

000円」に改め、同表備考中「受け入れている」を「在籍している」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年8月18日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成26年8月18日揭示済)

## 奈良市告示第574号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年8月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年8月19日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成26年8月19日揭示済)

## 奈良市告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止



した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年8月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西原 治雄		柔道整復	平成25年2月28日
ならまち整骨院 (西原 治雄)	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		

(平成26年8月20日掲示済)

**奈良市告示第576号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年8月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
福島 雄介		柔道整復	平成26年7月1日
ならまち整骨院 (福島 雄介)	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		
宮崎 順也		はり・きゅう	平成26年7月1日
ならまち鍼灸院 (宮崎 順也)	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		
宮原 健		はり・きゅう	平成26年7月1日
ならまち鍼灸院 (宮原 健)	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		
林 典雄		はり・きゅう	平成26年7月1日
ならまち鍼灸院 (林 典雄)	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		

(平成26年8月20日掲示済)

**奈良市告示第577号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成26年8月20日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大和郡山市車町3番地1
申請者氏名	株式会社 さやか 代表取締役 澤井 孝樹
道路の位置	奈良市六条一丁目703番1及び711番7の各一部
道路の幅員	最大6.02m 最小4.02m
道路の延長	51.71m
指定年月日	平成26年8月20日
指定番号	第H2603号

(平成26年8月20日掲示済)

**奈良市告示第578号**

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年8月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 一般社団法人奈良市医師会会長及び理事
- (3) 一般社団法人奈良市医師会が推薦した私立の病院院長又は診療所所長
- (4) 国公立病院院長

附 則

この告示は、平成26年8月20日から施行する。

(平成26年8月20日掲示済)

**奈良市告示第579号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年8月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年8月21日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年8月21日揭示済)

### 奈良市告示第580号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年8月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年8月24日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年8月22日揭示済)

### 奈良市告示第581号

奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月22日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号

奈良市鴻ノ池球場

奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号

奈良市鴻ノ池コート

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民活動部スポーツ振興課

(2) 申請期間

平成26年10月8日から平成26年10月15日まで

(3) 提出書類

奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設 指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設 指定管理者事業計画書

イ 奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設 指定管理料収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

ケ 過去5年以内において同等規模の施設の指定管理業務を請け負った実績を証する書類

コ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課

電話 0742-34-4862

FAX 0742-34-4765

Mail sportsshinko@city.nara.lg.jp

(平成26年8月22日揭示済)

### 奈良市告示第582号

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月22日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市杏町467番地の1

奈良市南部生涯スポーツセンター 体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター 球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター コート  
奈良市南部生涯スポーツセンター 多目的コート  
奈良市柏木町255番地の1  
奈良市柏木球技場  
奈良市柏木コート

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民活動部スポーツ振興課

- (2) 申請期間

平成26年10月8日から平成26年10月15日まで

- (3) 提出書類

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設 指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設 指定管理者事業計画書

イ 奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設 指定管理料収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

ケ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係

る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設 指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民活動部スポーツ振興課

電話 0742-34-4862

FAX 0742-34-4765

Mail sportsshinko@city.nara.lg.jp

(平成26年8月22日揭示済)

奈良市告示第583号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年8月25日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市西大寺芝町二丁目2071番1及び2072番の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	31.40m
指定年月日	平成26年8月25日
指定番号	第H2512号

(平成26年8月25日揭示済)

奈良市告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年8月25日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
利森 友香		はり・きゅう	平成26年7月1日
フェイス整骨院 (利森 友香)	奈良県奈良市大宮町四丁目270-10 ルデパール新大宮1F		
八ツ本 伸		はり・きゅう	平成26年7月1日
萌友八ツ本 (八ツ本 伸)	奈良県奈良市三条町593		

本田 剛之			
みんなの治療院 (本田 剛之)	奈良県奈良市大宮町三丁目2-10 三洋ビル202号室	はり・きゅう	平成26年7月1日
安井 彰英			
やまと鍼灸整骨院 (安井 彰英)	奈良県奈良市法蓮町1702番地の9	はり・きゅう	平成26年7月1日
辰巳 清仁			
陽養吉祥寺鍼灸接骨院 (辰巳 清仁)	奈良県奈良市三条本町9番1号	はり・きゅう	平成26年7月1日
前畑 将平			
陽養吉祥寺鍼灸接骨院 (前畑 将平)	奈良県奈良市三条本町9番1号	はり・きゅう	平成26年7月1日
(平成26年8月25日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成26年8月25日	
<b>奈良市告示第585号</b>		奈良市長 仲川 元庸	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
長村 泰和			
たなか鍼灸整骨院 (長村 泰和)	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	柔道整復	平成26年7月1日
田中 克典			
たなか鍼灸整骨院 (田中 克典)	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	はり・きゅう	平成26年7月1日
長村 泰和			
たなか鍼灸整骨院 (長村 泰和)	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	はり・きゅう	平成26年7月1日
乾 健児			
西登美施術所 (乾 健児)	奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目4番8号	はり・きゅう	平成26年7月1日
(平成26年8月25日揭示済)		告物条例施行規則（平成14年奈良市規則第42号）第16条第1項の規定により公告します。 平成26年8月26日	
<b>奈良市告示第586号</b>		奈良市長 仲川 元庸	
奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第27条の規定による講習会を開催しますので、奈良市屋外広			
開催日時	平成26年11月13日 午前9時45分～午後5時00分（受付は午前9時15分～）		
場所	奈良市役所 6階 正庁（奈良市二条大路南一丁目1番1号）		
講習科目	屋外広告物の法令、表示の方法及び施工に関する事項		
講習手数料	受講科目1科目につき 2,000円		
(平成26年8月26日揭示済)		奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し	
<b>奈良市告示第587号</b>			

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年8月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年8月26日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年8月26日揭示済)

**奈良市告示第588号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年8月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成25年11月18日 奈良市指令都整開  
第13A-34号  
平成26年7月28日 奈良市指令都整開

第13A-34-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年8月27日 第1428号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中山町1511番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府八尾市小阪合町4丁目2番13号  
株式会社若草 代表取締役 奥谷 英一  
(平成26年8月27日揭示済)

**奈良市告示第589号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成26年8月27日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成26年8月27日揭示済)

**奈良市告示第590号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年8月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
宇恵 久敏		はり・きゅう	平成26年7月1日
おしくま鍼灸整骨院 (宇恵 久敏)	奈良県奈良市押熊町1279番地の1		
山下 勝司		はり・きゅう	平成26年7月1日
学園大和鍼灸整骨院 (山下 勝司)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
今井 伸弘		はり・きゅう	平成26年7月1日
学園大和鍼灸整骨院 (今井 伸弘)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
山下 裕美		はり・きゅう	平成26年7月1日
学園大和鍼灸整骨院 (山下 裕美)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
東 了平		はり・きゅう	平成26年7月1日
学園大和鍼灸整骨院 (東 了平)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
中村 宏史		はり・きゅう	平成26年7月1日
ひろ接骨院 (中村 宏史)	奈良県奈良市紀寺町672番地の12		
米田 光春		はり・きゅう	平成26年7月1日
へいわ鍼灸院 (米田 光春)	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番6号		



山本 貴久		はり・きゅう	平成26年7月1日
山本鍼灸整骨院 (山本 貴久)	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994-3 D17-105		
木藤 秀一		はり・きゅう	平成26年7月1日
鍼灸院ゆうとびあ奈 良本部 (木藤 秀一)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84 番地		
岩木 博人		はり・きゅう	平成26年7月1日
鍼灸院ゆうとびあ奈 良本部 (岩木 博人)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84 番地		
楠見 育久		はり・きゅう	平成26年7月1日
鍼灸院ゆうとびあ奈 良本部 (楠見 育久)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84 番地		

(平成26年8月27日揭示済)

**奈良市告示第591号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年8月27日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
五島 純		柔道整復	平成26年7月1日
寿楽鍼灸整骨院 (五島 純)	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 2番9号		
井出 貴之		はり・きゅう	平成26年7月1日
寿楽鍼灸整骨院 (井出 貴之)	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 2番9号		

(平成26年8月27日揭示済)

**奈良市告示第592号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年8月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年8月28日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年8月28日揭示済)

**奈良市告示第593号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年8月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成26年2月7日 奈良市指令都整開 第13A-49号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年8月28日 第1429号  
公共施設 平成26年8月28日 第669号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市学園朝日町587番8及び587番9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市藤ノ木台四丁目6番20号  
株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
- 公共施設の種類の、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市学園朝日町587番9の一部

(平成26年8月28日揭示済)

**奈良市告示第594号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道中部第346号線他道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市六条三丁目地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月31日まで
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 8,030円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 4,818円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年8月29日揭示済)

奈良市告示第595号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがない（土地10件）

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積 (㎡)	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市東之阪町	東之阪町	416-24	宅地	306.27	540万円	54万円
土地-2	奈良市青山(1)	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,600万円	160万円
土地-3	奈良市青山(2)	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,600万円	160万円
土地-4	奈良市富雄川西	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,540万円	154万円
土地-5	奈良市古市町(1)	古市町	1215-17	宅地	198.38	556万円	56万円
土地-6	奈良市古市町(2)	古市町	1647-10	宅地	209.89	576万円	58万円
土地-7	奈良市古市町(3)	古市町	1647-11	宅地	255.56	681万円	69万円
土地-8	奈良市古市町(4)	古市町	1673-11	宅地	243.29	623万円	63万円
土地-9	奈良市古市町(5)	古市町	1673-12	宅地	186.61	517万円	52万円
土地-10	奈良市右京 (旧右京幼稚園敷地)	右京四丁目	11-3	学校用地	3,944.27	26,187万円	2,619万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年8月29日揭示済)

奈良市告示第597号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しまし

いたため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成26年8月29日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成26年2月2日、同月4日、同月7日、同月13日、同月17日、同月20日、同月21日、同月24日、同月25日及び同月27日  
(平成26年8月29日揭示済)

奈良市告示第596号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年8月29日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション官公庁オークション）による。

たが、その通知を受けるべき者の住所等が不明なため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対



する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成26年8月29日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成26年8月29日揭示済)

## 訓 令 甲

### 奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年8月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令

奈良市職員提案規程（平成18年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 財務部長

(4) 提案の内容に関係ある部の部長

第7条第5項第5号及び第6号を削る。

第8条第2項中「審査基準」の次に「及び要領」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年8月26日から施行する。

(平成26年8月26日揭示済)

## 監 査

### 奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成26年8月27日

奈良市監査委員 中村勝三郎  
同 中本勝  
同 山口誠  
同 松石聖一  
奈政行第44号  
平成26年8月26日

奈良市監査委員 中村勝三郎 様  
同 中本勝 様  
同 山口誠 様  
同 松石聖一 様

奈良市長 仲川元庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について

(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

① 共同作業所・共同農機具保管庫

(農林課・土木管理課)

【監査結果】

杏町の保管庫敷地の一部11.31㎡は、過去に前面道路を拡幅した際に、一部分筆されて、現在は道路用地として使用されている。しかし、所管換えが行われておらず、農林課の行政財産として台帳に登録されているため、土木管理課への所管換えが必要である。

【措置の内容】

平成25年4月1日付で土木管理課に所管換えを行いました。

(平成26年8月27日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局管理規程第13号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年8月20日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

5 第1項に定める納期までに負担金が納付されない場合は、奈良都市計画下水道事業受益者負担金督促状（別記第3号様式の2）により督促を行う。

6 前項の督促によっても納付されない場合は、奈良都市計画下水道事業受益者負担金催告書（別記第3号様式の3）により催告を行う。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第4条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書										
受益者住所		賦課年度	年 月 日							
受益者氏名		負担区	奈良市公営企業管理者 印							
		通知書番号	奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり受益者負担金を決定したため、同条第3項の規定により通知します。							
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地目	地積 (㎡)	負担金額 (円)	徴収猶予金額 (円)	減 免		差引負担金額 (円)
								率(%)	金額(円)	
負担金決定額						円				
期別	納期	年度		年度	年度					
第1期										
第2期										
第3期										
年度計										

裏面もお読みください。

1 受益者負担金とは、都市計画下水道事業に要する費用の一部を都市計画法第75条に基づき、受益者の方にご負担願うものです。

2 この負担金は、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定に基づき賦課するものであり、同条第3項及び同条例施行規程第4条の規定に基づき、この決定通知書によって賦課決定を通知するものです。

3 負担金の額を9で除した金額の納付書をお送りしますので、各年度の納期に納付してください。(ただし、9で除した額に100円未満の端数があるときは、第2期から第3期までの納付額から100円未満を切り捨て、その端数を第1期の納付額に合算します。)

4 納付は、奈良市企業局もしくは企業局指定の金融機関をご利用ください。金融機関の一覧は、納付書裏面をご参照ください。

5 第一期の納期限までに負担金を一括納付していただくと、前納報奨金が受けられます。一括納付用の納付書は、納期限以降は使用できませんのでご注意ください。前納報奨金は、負担金の第2期以降の納付額の150分の11に、納期前の月数を乗じて得た金額となります。

例 負担総額が3万円の場合(初年度第1期納付額3600円、2期以降の納付額3300円)

1年目の第1期に負担金の全額を納付した場合	3300円の1/150×前納月数の合計141ヶ月=3102円
2年目の第1期に負担金の全額を納付した場合	3300円の1/150×前納月数の合計58ヶ月=1276円
3年目の第1期に負担金の全額を納付した場合	3300円の1/150×前納月数の合計11ヶ月=242円

6 土地の売買、相続または賃貸等により受益者が変更された場合は、速やかに受益者変更届をご提出ください。(変更届のご提出がないと、賦課決定時点の受益者に受益者負担金の納付義務が発生します。)

7 受益者が住所を変更された場合も、速やかに受益者住所変更届をご提出ください。

8 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2（第5条関係）

年度 奈良都市計画下水道事業受益者負担金 督促状 奈良市企業局

受益者氏名 〒

様方

様

あなたの受益者負担金が、下記のとおり未納になっております。この督促状で至急納付してください。  
なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。  
(裏面の説明をごらんください。)

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

通知書番号	
負担金額	円
納期限	
延滞金額	円
納付額	円

受益地の内訳					滞納の内訳			
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地積(m <sup>2</sup> )	期別	負担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限

奈良都市計画下水道事業 年度 受益者負担金 領収証書	奈良都市計画下水道事業 年度 受益者負担金 領収済通知書																								
<p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>負担区</td><td></td></tr> <tr><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>負担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center;">領収日付印</div> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p>奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: small;">(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		負担区		賦課年度		負担金額	円	延滞金額	円	納付額	円	納期限		<p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td style="text-align: right;">負担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td style="text-align: right;">延滞金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td style="text-align: right;">合計納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">(奈良市企業局保管) (宛先)奈良市公営企業管理者</p>	通知書番号	負担金額	円	納期限	延滞金額	円			合計納付額	円
通知書番号																									
負担区																									
賦課年度																									
負担金額	円																								
延滞金額	円																								
納付額	円																								
納期限																									
通知書番号	負担金額	円																							
納期限	延滞金額	円																							
		合計納付額	円																						

この領収済通知書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

- 延滞金について  
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.5%の延滞金がかかります。
- 受益者が変更されている場合  
売買等により土地の所有者が変更され、受益者を変更される場合は、必ず受益者変更届をご提出ください。  
(届出により受益者を変更されるまでの受益者負担金は、変更前の受益者の負担となります。)
- 滞納処分について  
この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分の手続きを開始します。
- この督促状は、納期限までに納付のない方を対象に送付しています。  
なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

- 審査請求等  
この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。  
また、この督促状の交付を受けた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この督促状が届いた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

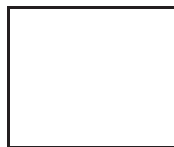
本書でのお支払い窓口

(1)取扱い金融機関

南都銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第三銀行	近畿大阪銀行	関西アーバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中京銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業共同組合	商工組合中央金庫	京都銀行	京都中央信用金庫

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります。

(2)奈良市企業局



指定金融機関(統括店)

第3号様式の3 (第5条関係)

年度 奈良都市計画下水道事業受益者負担金 催告書

奈良市企業局

受益者氏名 〃  
  
様方  
  
様

あなたの受益者負担金については、これまでも納付をお願いしてきましたが、本状発送時点で、まだ納入がありません。  
本状にて至急お支払いいただきますようお願いいたします。  
なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。  
(裏面の説明をごらんください。)

通知書番号	
負担金額	円
納期限	
延滞金額	円
納付額	円

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

受益地の内訳

土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地積(m <sup>2</sup> )

滞納の内訳

年度・期別	負担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限

奈良都市計画下水道事業  
年度 受益者負担金 領収証書

通知書番号	
負担区	
賦課年度	
負担金額	円
延滞金額	円
納付額	円
納期限	

様

上記のとおり  
収納しました。

奈良市  
公営企業管理者

領収日付印

(この領収証書は、5年間保存してください。)

奈良都市計画下水道事業  
年度 受益者負担金 領収済通知書

奈良市企業局

様

通知書番号	負担金額	円
納期限	延滞金額	円
	合計納付額	円

領収日付印

上記のとおり収納しました。

(奈良市企業局保管) (宛先)奈良市公営企業管理者

この領収済通知書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

- 延滞金について  
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.5%の延滞金がかかります。
- 受益者が変更されている場合  
売買等により土地の所有者が変更され、受益者を変更される場合は、必ず受益者変更届をご提出ください。  
(届出により受益者を変更されるまでの受益者負担金は、変更前の受益者の負担となります。)
- 滞納処分  
指定納期限までに納付されない場合は、法の規定に基づきあなたの財産を差し押さえる事になります。
- 入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

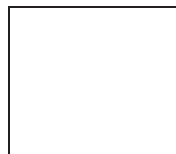
本書でのお支払い窓口

(1) 取扱い金融機関

南都銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第三銀行	近畿大阪銀行	関西アーバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中京銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業共同組合	商工組合中央金庫	京都銀行	京都中央信用金庫

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります。

(2) 奈良市企業局



指定金融機関(統括店)

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

受益者  様  奈良市公営企業管理者	年 月 日  印						
下水道事業受益者負担金徴収猶予 承認・不承認 決定通知書							
年 月 日付で申請のありました負担金の猶予について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条の規定により、次のとおり決定いたしましたので、同条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。							
決定事項	承 認                      不 承 認						
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地 積 (㎡)	負担金額 (円)	猶予する理由	猶予期間
不承認の理由							
		負担金額(円)	当初納期限	猶予額(円)	猶予後の納期	備 考	
年度	第1期						
	第2期						
	第3期						
年度	第1期						
	第2期						
	第3期						
年度	第1期						
	第2期						
	第3期						

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

2 この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

受益者  
様  
奈良市公営企業管理者 印

下水道事業受益者負担金減免 承認・不承認 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました負担金の猶予について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定いたしましたので、同条例施行規程第9条第2項の規定により、通知します。

決定事項				承認・不承認						
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地積 (㎡)	負担金額 (円)	減免対象地積 (㎡)	減免率 (%)	減免額 (円)	減免する理由	差引負担金額 (円)
不承認の理由										

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

2 この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。  
(平成26年8月20日揭示済)

奈良市企業局管理規程第14号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年8月20日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

第2号様式(第4条関係)

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項に定める納期までに分担金が納付されない場合は、農業集落排水事業分担金督促状(別記第3号様式の2)により督促を行う。

6 前項の督促によっても納付されない場合は、農業集落排水事業分担金催告書(別記第3号様式の3)により催告を行う。

別記第2号様式を次のように改める。

農業集落排水事業分担金決定通知書

年 月 日

受益者

住所

氏名

様

奈良市公営企業管理者

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条第1項の規定により、次のとおり分担金を決定したので、同条第2項の規定により通知します。

通知書番号

建築物の所在地	分 担 金 算 出 基 礎			更正額(円) (既納額)	差引分担金額 (円)
	1建築物の分 担金の額(円)	戸数又は 世帯数	分 担 金 額 (円)		

分担金決定額

年度	納 期	納付額(円)

- 1 分担金は、所定の納付書により、奈良市企業局または納付書裏面に記載の金融機関で納付してください。
- 2 受益者の変更があった場合は、速やかに受益者変更届をご提出ください。
- 3 受益者が住所を変更した場合は、速やかに変更届をご提出ください。
- 4 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 5 この通知書を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として（奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。）奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 前項の訴えは、第4項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができません。（地方自治法第229条第6項）ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2 (第5条関係)

**年度 農業集落排水事業分担金 督促状** **奈良市企業局**

受益者氏名 〃  
  
様方  
  
様

あなたの農業集落排水事業分担金が、下記のとおり未納になっております。この督促状で至急納付してください。  
なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。  
(裏面の説明をごらんください。)

通知書番号	
分担金額	円
納期限	
延滞金額	円
納付額	円

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

建築物の所在地					滞納の内訳			
町名	地番	枝番	枝枝番	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	年度	分担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限

農業集落排水事業 年度 分担金 領収証書	農業集落排水事業 年度 分担金 領収済通知書																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>分担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>奈良市 公営企業管理者</p> <p>(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		賦課年度		分担金額	円	延滞金額	円	納付額	円	納期限		<div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td>分担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td>延滞金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td></td><td>合計納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">(奈良市企業局保管) (宛先)奈良市公営企業管理者</p>	通知書番号	分担金額	円	納期限	延滞金額	円		合計納付額	円
通知書番号																						
賦課年度																						
分担金額	円																					
延滞金額	円																					
納付額	円																					
納期限																						
通知書番号	分担金額	円																				
納期限	延滞金額	円																				
	合計納付額	円																				

この領収済通知書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

●延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.5%の延滞金がかかります。

●受益者が変更されている場合

売買等により建築物の所有者が変更され、受益者を変更される場合は、必ず受益者変更届をご提出ください。  
(届出により受益者を変更されるまでの農業集落排水事業分担金は、変更前の受益者の負担となります。)

●滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分の手続きを開始します。

●この督促状は、納期限までに納付のない方を対象に送付しています。

なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

●審査請求等

1 この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。ただし、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。

2 この督促状を受け取った日(前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として(奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。)奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この督促状を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 前項の訴えは、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができません。(地方自治法第229条第6項)

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

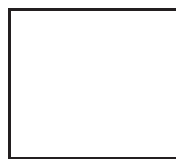
本書でのお支払い窓口

(1) 取扱い金融機関

南都銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第三銀行	近畿大阪銀行	関西アーバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中京銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業共同組合	商工組合中央金庫	京都銀行	京都中央信用金庫

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります

(2) 奈良市企業局



指定金融機関(統括店)

第3号様式の3 (第5条関係)

年度 農業集落排水事業分担金 催告書

奈良市企業局

受益者氏名 〃  
様方  
様

あなたの分担金については、これまでも納付をお願いしてきましたが、本状発送時点で、まだ納入がありません。  
本状にて至急お支払いいただきますようお願いいたします。  
なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。  
(裏面の説明をごらんください。)

通知書番号	
分担金額	円
納期限	
延滞金額	円
納付額	円

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

建築物の所在地

町名	地番	枝番	枝枝番	延べ床面積(m <sup>2</sup> )

滞納の内訳

年度	分担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限

農業集落排水事業  
年度 分担金 領収証書

通知書番号	
賦課年度	
分担金額	円
延滞金額	円
納付額	円
納期限	

様

上記のとおり  
収納しました。

奈良市  
公営企業管理者

領収日付印

(この領収証書は、5年間保存してください。)

農業集落排水事業  
年度 分担金 領収済通知書

奈良市企業局

様

通知書番号	分担金額	円
納期限	延滞金額	円
	合計納付額	円

上記のとおり収納しました。

(奈良市企業局保管) (宛先)奈良市公営企業管理者

この領収済通知書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

●延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.5%の延滞金がかかります。

●受益者が変更されている場合

売買等により建築物の所有者が変更され、受益者を変更される場合は必ず受益者変更届をご提出ください。  
(届出により受益者を変更するまでの農業集落排水事業分担金は、変更前の受益者の負担となります。)

●滞納処分

指定納期限までに納付されない場合は、法の規定に基づきあなたの財産を差し押さえる事になります。

●入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

本書でのお支払い窓口

(1) 取扱い金融機関

南都銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第三銀行	近畿大阪銀行	関西アーバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中京銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業共同組合	商工組合中央金庫	京都銀行	京都中央信用金庫

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります

(2) 奈良市企業局



指定金融機関(統括店)



別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

農業集落排水事業分担金徴収猶予承認（却下）通知書

年 月 日

受益者  
住所  
氏名 様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付で申請のありました分担金の徴収猶予について、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条の規定により、次のとおり決定したので、同条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

決 定 事 項	承 認 ・ 却 下
---------	-----------

承認内容	建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)	建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)

年度	分担金 (円)	納付額 (円)	猶予決定額	
			猶予額 (円)	納期
合 計				

却下の場合の理由

--

- 1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この通知書を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として（奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。）奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 前項の訴えは、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができません。（地方自治法第229条第6項）ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

農業集落排水事業分担金減免承認（却下）通知書					
年	月	日			
受益者	住所	氏名	様	奈良市公営企業管理者	印
年 月 日付けで申請のありました分担金の減免について、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第8条の規定により、次のとおり決定したので、同条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。					
決 定 事 項		承 認 ・ 却 下			
建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)	分担金 (円)	減 免 率 (%)	減 免 額 (円)	差引分担金 (円)
却下の場合の理由					
1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、奈良市長に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。					
2 この通知書を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として（奈良市公営企業管理者が被告の代表者となります。）奈良地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。					
3 前項の訴えは、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。（地方自治法第229条第6項）ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。					
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。					
（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。					
（3）その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成26年8月20日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

奈良市教育振興戦略会議設置要綱を次のように定める。  
平成26年8月25日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育振興戦略会議設置要綱  
(目的及び設置)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、児童・生徒の心身ともに健全な育成と人格の完成を目指す「奈良市教育ビジョン」(10ヶ年計画)を策定し、前期5年が経過した。後期5年を見通し、「質の高い公教育」の実現、時代に対応した改革の推進のため、グローバルな視点、斬新な視点からの提言を受ける。奈良市教育振興戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市の「質の高い公教育」の実現に向けた取り組みに関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。ただし、欠員が生じた時の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 戦略会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議は、教育長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、戦略会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 議長は、必要と認めるときは、戦略会議に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、教育政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この告示は、平成26年8月25日から施行する。

(平成26年8月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

平成26年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成26年8月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成26年9月2日(火)

午前10時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

(1) 教育長報告

ア 平成26年度9月補正予算内示について

イ 平成27年(平成26年度)奈良市成人式について

ウ 奈良市指定文化財の指定解除について

(2) 議 事

議案第44号 奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱の制定について

議案第45号 平成27年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

(3) その他

ア 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 8月~9月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成26年8月29日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第11号

奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱を次のように定める。

平成26年8月27日

奈良市議会議長 土田敏朗

奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年奈良市条例第20号。以下「条例」という。)第9条第2項の規定に基づく収支報告書等(条例第7条第2項に規定する「収支報告書等」をいう。以下

同じ。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(閲覧開始日)

第2条 収支報告書等の閲覧は、これらを提出すべき期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)から供するものとする。

(閲覧場所及び時間)

第3条 閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、市の休日とする。

(閲覧の手続)

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、議会事務局の受付において、政務活動費収支報告書等閲覧請求書(別記様式)に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、第3条第1項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(収支報告書等の写しの交付)

第6条 議長は、収支報告書等の写しを交付することができる。

2 収支報告書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 収支報告書等の写しの交付に要する費用は、片面1枚につき10円とし、写しの交付部数は、1人につき1部とする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、指定の場所以外に持ち出さないこと。

(2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないこと。

(3) 閲覧時間を守ること。

(4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になるような行為を行わないこと。

(5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年8月27日から施行し、同月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている平成25年4月から7月までの分に係る政務活動費の収支報告書等及び平成25年8月から平成26年3月までの分に係る政務活動費の収支報告書等については、第2条の規定にかかわらず、この告示の施行の日から閲覧に供するものとする。

別記様式（第5条関係）

平成 年 月 日

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

奈良市議会議長 様

以下のとおり、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧を請求します。

閲覧するに当たり、奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱を遵守します。

NO. \_\_\_\_\_

住 所	
氏 名	
連絡先	
<p>1. 閲覧をしようとする収支報告書等</p> <p>年度の収支報告書等 [ ]</p> <p>年度の収支報告書等 [ ]</p> <p>年度の収支報告書等 [ ]</p>	
<p>2. 写しの交付希望の有無（費用は片面1枚につき10円）</p> <p>有 ・ 無</p> <p>※いずれかに○をつけてください。</p>	

(注) この請求書による閲覧は、奈良市情報公開条例に基づくものではないため、行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。

(平成26年8月27日揭示済)